放課後児童クラブの利用申請をされる方へ

★利用児童の要件

- ・保護者が就労等していて昼間の時間が常に留守となり、児童の面倒をみることができない。
- 保護者の疾病やその他の理由で、昼間に児童の面倒をみる者がいない。
- その他、特に配慮を必要と認められる。
 - 注 1) 児童が学校から帰宅し、保護者(父母・祖父母等)がいる場合は、対象になりません。 祖父母等の年齢等に関わらず、保育ができない状況であれば、その状況を書面にて提出 してください。
 - 注 2) 育児休業中及び求職活動中は利用できません。また所得申告のない農業や勤務状況等によっては利用できない場合があります。
 - 注3) 児童クラブの利用状況、児童の行動面や健康面、集団行動が不適当と認められたときは、 利用をご遠慮いただく場合があります。
- 注 4) 利用の審査では、低学年を優先に選考します。兄弟姉妹で利用を希望された場合、高学年の児童が利用できないこともあります。また、単年度の審査となりますので、継続して利用できない場合があります。
- 注 5) 児童クラブの必要性が高い方が利用できるためにも、利用の状況の低い方には、利用をご 遠慮いただく場合があります。
- 注 6) 虚偽(申請内容・就労状況等)の申請をした場合、利用を取り消します。
- 注 7) 土曜日利用については、全ての保護者(祖父母等を含む)が就労等により、児童のみで過ごすような状況が発生した場合に利用登録可能とします。

★利用期間

4月1日から翌年3月末日の1年間です。

児童クラブの利用は、1年ごとの申請(年度単位の利用)となりますので、現在利用されている 方も引き続き翌年度の利用を希望される場合は、あらためて申請する必要があります。

★令和8年4月1日からの利用申請

- ① 受付期間 令和7年11月4日(火)~11月18日(火) ※土日・祝日を除く 午前8時30分~午後5時
 - ※期間を過ぎても申請を受け付けますが、期限内に申請した方を優先に審査します。
- ② 受付場所 大子町役場 健康こども政策課(保健センター内) ※各児童クラブでは受付不可

★年度途中の利用申込

健康こども政策課(保健センター内)にて随時受け付けしています。利用希望月の前月の10日 (10日が土日・祝日の場合は、その前の開庁日)までに申請してください。ただし、空き状況により利用希望者の中での審査となりますので、必ず利用できるとは限りません。

★申請に必要な書類

- ① 児童クラブ利用申請書(両面記載)・・・児童1人につき1部
- ② 家でみることができない状況を証明する書類
 - ※証明書等は、兄弟姉妹が同時に申請する場合、保護者1人につき各1部の提出でかまいません。
 - ※保護者(父・母)及び年齢等に関わらず同居する祖父母につき、それぞれに必要です。
 - ※祖父母と同居の範囲とは、同一敷地内及び同一敷地内程度の範囲で居住する場合とします。

利用の要件	必要な書類		
就 労	【外勤・自営業・農業】 ・就労(予定)証明書		
疾病・看病等	・申立書 ・診断書又は身体障害者・療育・精神手帳・介護保険証の写し 注)産休・育休の場合、児童クラブの利用はできません。		
その他	・申立書 ・家でみることができない状況を証明する書類		

③ その他

- 必要に応じて、上記に掲げる以外の書類の提出を依頼することがあります。
- ・利用申請書の内容(住所、世帯構成、勤務先等)に変更が生じたときは、健康こども政策課へ申し出てください。

★利用料について

【利用例】

例	平日	土曜日	長期休業期間	児童クラブ利用料
例 1	児童クラブ	児童クラブ	児童クラブ	月額 1,000 円 + 土曜日利用回数分
例 2	子ども教室	児童クラブ	児童クラブ	年額 2,000 円 + 土曜日利用回数分
例3	子ども教室	利用なし	児童クラブ	年額 2,000 円

- ※ おやつ代、傷害保険料等は別途負担いただきます。
- ※ 土曜日利用を希望する方は、1回利用につき200円の料金が別途かかります。
- ※ 利用料は返納しません。
- ※ 要綱改正により利用料を変更する場合があります。

★その他

- ① 児童クラブの送迎については、保護者が責任をもって行ってください。なお、<u>児童クラブの</u> <u>預かり時間は午後6時までです。買い物等で遅くなるという理由は認められません。</u>交通状況 によりお迎えの時間に間に合わない場合、必ず児童クラブへ連絡してください。
- ② 児童クラブは、就労等により児童のみで過ごす児童を保護者に代わり見守るところです。<u>仕事が休みのときや保護者がいるときは家庭での保育をお願いします</u>。
- ③ 児童クラブの審査は、保護者の基準指数(学年、就労・家庭状況、利用率等)で審査します。 基準指数は、保護者のうち低い方の指数を適用します。特に、利用定員数が超えた場合、前年 度利用していても審査により利用できない場合があります。